

議案第 44 号

損害賠償の額を定め、和解することについて

次のとおり自動車事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 相手方 死亡当時 76 歳女性の相続人 3 名

2 事故の概要

平成 30 年 4 月 20 日午後 4 時 5 分頃、伊賀市四十九町地内の国道 422 号上で、市職員が職務上本市公用車を運転中、道路を歩いていた相手方被相続人に衝突し、同人を死亡させた。

3 損害賠償額 35,587,535 円

4 和解条項

相手方は、本件事故により被った一切の損害に対する賠償金として、伊賀市及び伊賀市の運転者より、上記金額を受領する後には、その余の請求を放棄するとともに、上記金額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、伊賀市及び伊賀市の運転者に対し今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴えの提起等をしないものとする。